

議案第1号

北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合個人情報保護条例（平成26年北上地区消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4) 要配慮個人情報 <u>行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4) 要配慮個人情報 <u>個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> |

(6) 他の実施機関から収集する場合であつて、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 国又は独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、他の地方公共団体又は地方独立行政法人、その他公共団体から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

(8) 争訴、選考、指導、相談等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

3 [略]

（訂正請求の手続）

第27条 [略]

2 [略]

3 実施期間は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求した者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求の手続）

第35条 [略]

2 利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（第34条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法

(6) 他の実施機関から収集する場合であつて、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 国又は独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、他の地方公共団体又は地方独立行政法人、その他公共団体から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

(8) 争訟、選考、指導、相談等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

3 [略]

（訂正請求の手続）

第27条 [略]

2 [略]

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求した者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求の手続）

第35条 [略]

2 利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（第34条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法

定代理人若しくは実施機関が特別な理由があると認めた代理人（第34条の2第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人、同項に規定する法定代理人若しくは本人の委任による代理人）又は死者に関する個人情報を利用停止請求できる者であること）を証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 [略]

（保有個人情報の利用停止義務）

第36条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

定代理人若しくは実施機関が特別な理由があると認めた代理人（第34条の2第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人、同項に規定する法定代理人若しくは本人の委任による代理人）又は死者に関する個人情報を利用停止請求できる者であること）を証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 [略]

（保有個人情報の利用停止義務）

第36条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月8日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が、個人情報の保護に関する法律に統合されること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。